

議事日程第4号

平成20年9月11日(木)

第1 発言の取り消しについて

第2 議案上程(議案第61号から第72号まで及び報告第7号)

質疑、常任委員会付託

第3 予算特別委員会設置、付託

第4 決算特別委員会設置、付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(24人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 高野寛志
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	12番 越後貞勝
13番 三浦桂寿	14番 木元利明	15番 船木金光
16番 安田健次郎	17番 笹川圭光	18番 船橋金弘
19番 中田俊雄	20番 大森勝美	21番 佐藤美子
22番 杉本博治	23番 高桑國三	24番 船木茂

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	佐沢篤雄
副事務局長	小玉一克
局長補佐	木元義博
主査	畠山隆之
主任	武田健一

---

説明のため出席した者

市長	佐藤 一誠	副市長	伊藤 正孝
教育長	高橋 金一	監査委員	加藤 金一
企業管理者	小野 忠儀	総務企画部長	板橋 継喜
市民福祉部長	西方 文太郎	企画政策課長	下間 秀春
総務課長	湊 正人	財政課長	夏井 重利
税務課長	佐藤 龍雄	福祉事務所長	佐藤 誠一
市民生活課長	高桑 直廣	農林水産課長	三浦 光博
観光商工課長	菅原 正幸	下水道課長	浅野 光男
若美総合支所長	加藤 透	会計管理者	沖口 重博
選管事務局長	児玉 守美	監査事務局長	佐々木 邦子
農委事務局長	北島 豊	学校教育課長	浅井 繁樹
病院事務局長	武田 英昭	医師確保推進室長	三浦 進
企業局管理課長	豊沢 正		

## 午前11時15分 開 議

○議長（船木茂君） 大変遅くなりました。これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、古仲議員より特に発言の申し出がありますので、これを許します。

古仲さん

### 【4番 古仲清紀君 登壇】

○4番（古仲清紀君） 昨日はですね、私が一般質問の再質問中に適切でない発言をいたしましたことについて、議員として責任を大変重く受け止めており、議長に対しまして発言取り消しの申出書を提出しているところであります。議会の皆様には深く感謝を申し上げたいと思います。失礼しました。深くおわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

### 日程第1 発言の取り消しについて

○議長（船木茂君） 日程第1、発言の取り消しについてを議題といたします。

お諮りいたします。古仲議員から、きのうの本会議の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により発言取消申出書が提出されております。

取り消すべき発言の内容として、一般質問の再質問中「男鹿市の場合、情実、縁故、それと議員の口利きなどがあるということで、公平、公正であるべき採用試験がですね、少しでもゆがめられているようでは、市民に疑念が広がりですね、汚点を残すこととなります」という部分、及び「先ほど私言いましたように、情実、縁故、議員の口利き、私、一番最後ちょっと口、大きな声で言いましたけれども、これが一番であるんだということだから、こういうことを聞いたわけですよ」という部分、並びに「何、何だって、だれやってるど、だれに向かって言ってんだ」という部分について取り消ししたいという申し出があったものです。

この取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 異議ある方がございます。よって、採決は起立によって行います。

古仲議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、古仲議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 20 分 休 憩

---

午前 11 時 25 分 再 開

○議長（船木茂君） それでは会議を再開します。

今後、古仲議員については、発言について慎重にお願いいたします。

---

日程第 2 議案第 6 1 号から第 7 2 号まで及び報告第 7 号を一括上程

○議長（船木茂君） 日程第 2、議案第 6 1 号から第 7 2 号まで及び報告第 7 号を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4 番古仲清紀君の発言を許します。4 番

○4 番（古仲清紀君） 私からはですね、議案第 6 4 号男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いをしたいと思います。

同条例第 2 条では「職員として良好な成績で勤務をしていること」と規定されておりますが、自己啓発に努めようとする職員に影響を及ぼしかねない国保税担当職員の処分についてお伺いをいたします。

課税漏れの責任とし、市長は 3 月に当時の担当職員 9 人を訓告、嚴重注意の処分をし、特別職の減給については、市長が給料の 10 分の 1 を 3 カ月、副市長が 10 分の 1 を 1 カ月減給し、「行政の責任者として管理監督責任を大変重く受け止めており、改めて、市民、議会の皆様に対して深くおわび申し上げます」と言われています。「今後、このようなことのないように厳しく職員を指導していくことが私の責任の取り方というように考えているので、よろしくご理解をお願いしたい」とのことでありました。

国保税の一部徴収漏れの責任についての職員の処分についてであります。

3月に当時の担当職員9人を訓告、嚴重注意の処分をいたしました。嚴重注意とした2人の職員の処分を取り消しまして、それぞれ減給10分の1を5カ月と、3カ月の懲戒処分に変更したことが市長から8月6日の臨時議会で報告がありました。調査内容を疑問視する声があり、徴収漏れの事実関係をさらに明らかにする必要があるとし、6月から職員事故審査委員会を4回開きまして関係者から事情聴取をし、嚴重注意としていました職員2人は、課税漏れを同僚に指摘されながら放置していたことが判明したので処分を重くしたということでもあります。

私は、何の理由であろうとですね、再処分とすることは、最初の調査で把握すべきことが実態を十分に把握をしないまま処分をしたことになります。これでは職員の士気、資質向上にも、また、自己啓発にも影響を及ぼしまして、職員のやる気を損なうことにもなると私は考えます。市長は行政の最高責任者として管理監督責任をおろそかにしたことでありまして、このことから、市長は職員の2人の懲戒処分を取り消しするか、または肩代わりをするか、何らかの責任を取るべきではないかと考えます。その点について市長にお伺いをいたします。

また、国保税共有名義にかかわる徴収漏れは、3年分の遡及賦課分としての8月30日まではわかっておりますが、収納不足分、それとですね、市民に損害を与えている時効分がありますが、収納不足分と時効分は市の責任であるのではないのでしょうか。その分は市長と国保税関係幹部職員がです、賠償補てんすべきと私は考えますが、市長はどう考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

職員の再処分についてのお尋ねでございました。3月31日、管理監督責任の立場にあった職員9人を訓告並びに嚴重注意処分としたところではありますが、その後、事実関係をさらに明確にし、二度とこのような不適正な事務が行われないようにするため、事故審査委員会において関係者の事情聴取を実施したものであります。

その結果、一つとして、電算システムの更新にあたり、共有名義の固定資産に係る資産割を賦課しなければならないことを認識したにもかかわらず、その対応をしなかったこと。

二つとして、同僚職員から指摘を受けながら、これを放置したこと。

三つとして、合併時においても何ら是正措置を講じなかったこと。

以上のことが明らかとなりましたので、当時の担当職員2人について、さきの処分を取り消し、減給の懲戒処分としたものであります。

また、時効分の補てんについてであります。遡及課税できる平成17年度から19年度までの3カ年分については、市民の理解をいただきながら徴収に努めているところでありまして、8月末現在、賦課額1千327万6千900円、収納額843万1千940円、収納率63.51パーセントとなっております。

平成12年度から16年度までの5カ年分の調査等については、大変難しいものと考えております。

この問題の重要性をかんがみまして、管理監督責任として私と副市長の減給処分を提案し、議決をいただいたところであります。

なお、地方税法で遡及課税できるのは3カ年であることや、関係する職員の中には既に退職している職員もいることなどから難しいものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 再質疑。古仲さん

○4番（古仲清紀君） 職員の処分でございますけど、一回やればですね、こういうことは出てくるわけですね。それも二度、三度、これ何回ですか、開いてますね。そういうこじゃないんじゃないですか、市長。担当職員そのものが悪いわけじゃないんですよ。確かにやらなかったことは悪いんです。その上には、係長なり主任なり、いろいろ課長なり部長がいるわけでしょう。そういう方は何やってるんですか。何も責任取ってないんじゃないですか。そういうことでね、やってけますか、これから、男鹿市を。私はそう思いますよ。だから私はね、市長が責任を取るべきだと言っているんですよ。何も、上司が何もしてないでしょう。ただ担当者が悪い、悪いって、確かにやらなかったことは悪いかもしれないですよ。でも、そういうふうに職員を育てたというのがよ、だれが悪いんですか。そこに一番原因があるんですよ。これからね、男鹿市はこういうことであつたらよ、男鹿市はもたないですよ。みんな職員がやる気なくなります。そこら辺についてもう一回、市長から答弁していただきます。

それとですね、この徴収漏れの時効分、これに関しましてはね、市民に迷惑をかけてるわけですよ。その当時のね、課長だとか退職したとかと言ってますけど、退職したんだったら今いる人でね、補てんすべきじゃないですか。何でそれを市民に全部ぶつけるんですか。こんなことじゃね、男鹿市にだれも住めませんよ、これから。何も責任ないんじゃないですか。やったことの実事が悪いんですよ。そうでしょう。そうしたら、最終的にはね、トップであるあなたが責任持たなきゃいけないでしょう。そうじゃないですか。私はそう思いますよ。何でもかんでも悪いのは職員だ。そんなばかなことないでしょう。市長をやるぐらいだったらね、それぐらいの気持ちじゃなかったらね、できないんじゃないですか。そこら辺もう一度お願いします。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

当時のいた管理監督していた職員がもう既に退職している者もおりまして、その中で当時の管理監督していた者で今現在、在職中である職員を再調査した結果、このような対応を取ったものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、私はその責任を取りまして減給処分を副市長とともにしておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） さらに質疑ありませんか。古仲さん

○4番（古仲清紀君） それは確かに市長、責任取ってね、10分の1、3カ月ですか、それは確かにやりましたよ。私はそれを言ってるんですよ。3カ月で責任、あとそれでいいんですか。そんな問題じゃないんじゃないですか。何千万もあるんでしょう。それが全部、市民にね、負担してるんですよ、かけてるわけですよ。私はこれからですよ、税金も払わないというような人がいっぱい出てくると思いますよ。そうした場合、どうするんですか。やることはやっぱりきちっとやらないとですね、けじめっていうのがあるでしょう。だから私はね、補てんすべきだと言ってるわけです。もう一度お願いします。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

いろいろと問題を起こしましたこと、また、職員の指導が悪かったこと、私も非常に反省しております。このようなことが二度とないようにきちっとまた職員の指導をしてまいりますし、今回まずこういう処分でも行いましたので、ご理解いただきたいと思います。今後、指導をきちっとしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（船木茂君） 4番古仲清紀君の質疑を終結いたします。

次に、16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番（安田健次郎君） せっかく通告したんで質問させていただきますけれども、議案第67号の財産取得という議案で、消防団に関することについて少しだけ質問させていただきたいと思います。

きょうで4日目、私自身が消防団の方々に日ごろから世話になってますし、今、きょうで5日目、大変お世話になって、心苦しく思っているわけですがけれども、この財産取得についての説明、この間、若干したように思うだけけれども、一つは、もう少し本来ね、議案なんで中身を少し詳しく覚えたいということも含めて、また、中身がわからないまま議決して、瑕疵な議決をすれば失敗するという例もありますので、ちょっと教えていただきたい。

一つは、この取得する財産790組とありますけれども、活動服ね。こういうのが全員分なのかね、靴や帽子も伴うのかね、そういうことについてなかなか説明しきれていなかったと思いますので、そこら辺、少しお願いしたいと。これでほとんど全団員の服が整うのかどうかね。

もう一つは、過去にこういう整備について質問したことあるだけけれども、勲章もね、一時、有償だとか何とかといううわさまであったし、いろんな作業服とか活動服とかっていろいろあるようですけれども、その部分の、それも含めてね、整備がいつころまできちっと統一されて、合併されてね、統一されていくのか、ちょっと気がかりなんでね、そこら辺の見通しもお知らせ願えればなというふうに思います。

もう一つは、山、野原の火事っていうかね、後ろへ20リッタータンクみたいな形のやつ、背負って消すのが非常に有効だということで、今、主流になっているわけだけれども、ないところの部隊が結構あります。このごろ頻繁に山火事というかね、そ



のほかに神社火事、ずいぶん多いわけで、消防団の活躍は大変なんで、そこら辺の、まだ整備されてない部分がありそうなんでね、そこら辺はどうなっているのかお聞かせ願えればなというふうに思います。

あともう一つは、この取得の方法について指名競争入札とあります。2千300万円ほどなんですけれども、予定価格はどの程度なのかね。これずっと消防団の消防署も含めての消防器具、車の整備に関する場合、ほとんど旧天王の潟上の田仲自動車さん、すいません、今、東北産業ですか、これがほとんど落札しているんですよ。この場合、県内ではこういう特殊な仕事を持っている方っていうのは、業者っていうのは少ないと思うんだけど、何社あって、どの程度の競争をされているのかね。予定価格はどの程度なのかもね、本来やっぱり説明していただいてから議決をするのがね、筋じゃないかなということも含めて質問したわけでありました。

以上です。

○議長（船木茂君） 西方市民福祉部長

【市民福祉部長 西方文太郎君 登壇】

○市民福祉部長（西方文太郎君） 安田議員にお答えいたします。

今回の難燃活動服の関係でございますけれども、現在、作業服等で火災現場、あるいは災害現場へ出ているわけですが、若美地区と男鹿地区の部分で服装がそろっておりません。ですから、今回の難燃活動服は火災現場での消防活動のほか、各種災害現場ですべて対応していくと、こういうような形で装備を検討してございます。上着、それからズボン、帽子、ベルト、階級章、こういうふうな部分で今回装備をしたいと、こういうふうに思っております。

それで入札の関係でございますが、男鹿市内の消防器具、消防団制服の登録業者等がございまして、その5社を含む、県内14社の業者を指名した形で入札を執行してございます。そのうち、男鹿市内の3社については辞退届が出てまして、もう1社については当日棄権と、こういうふうな形であります。

予定価格は、消費税込みで2千482万2千円であります。

それから水のうの関係でありますけれども、背負い式の水のうの関係でありますけれども、合併当時、若美地区の消防団には水のうは配備されておりました。その関係がございまして、平成18年に各分団に20個ずつ水のうを、背負い式水のう

を配備してございます。このあとも石油貯蔵立地対策等交付金のからみの中で計画的に整備をしていきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと、こういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 再質疑ありませんか。安田さん

○16番（安田健次郎君） まだやっぱり、もう少し行き届かない、整備されてない部分があるんで、石油備蓄の交付金を利用するっていうことで、見直しについてもいつころまずね、合併弊害とは言わないんだけど、整ってね、心よくみんなもそろった形でのね、活動ができるのか、そのめどはちょっといつころなのかなという気がします。あとでも結構ですけれども。

ただ、団員のね、数が少ないと、いつも報告されて悩みの種だという市長の答えなんですけれども、確かにそう思うんですね。非常に今、難儀をしているし、ご時世がてらね、大変な活動を強いられるわけで、この点のこういう部分がね、不公平になったり、なかなか本手がないとね、やっぱり団員間も難儀するんでないかということもあるんでね、団員の確保についての対策をね、この際ちょっとつけ加えて質問させていただきたいと。ご答弁できれば、年度だけでもお知らせ願いたいと思います。

○議長（船木茂君） 西方市民福祉部長

【市民福祉部長 西方文太郎君 登壇】

○市民福祉部長（西方文太郎君） お答えいたします。

このあと、21年度、22年度、23年度というふうなからみで、一応、石油貯蔵対策等の交付金をどういうふうなからみで使うか、ある程度、計画は立ててございます。来年度については、防火貯水槽とか小型動力ポンプの更新とかがございます。できればですね、22年度に背負い式水のうをある程度また配備してですね、中には背負いに耐えない部分もありますので、そこら辺の調整をしながら配備をしていきたいと、こういうふうに思っております。

それから消防団の団員ですが、なかなか成り手がいないというふうなのが現状でありまして、私どもも団員の確保には苦慮しているわけなんですけれども、地域の消防団、あるいは町内会と連絡を取りながら、できるだけ団員の確保に努めてまいりたいと、こういうふうに思いますので、ご理解をお願いします。

○16番（安田健次郎君） 以上で終わります。

○議長（船木茂君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第62号から第67号までについて、配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

---

### 日程第3 予算特別委員会設置、付託

○議長（船木茂君） 日程第3、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第68号から第72号までについては、委員会条例第6条に基づき、議員24人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本5件は、24人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

予算特別委員会は、あす12日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

---

### 日程第4 決算特別委員会設置、付託

○議長（船木茂君） 日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第61号については、委員会条例第6条に基づき、議員11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第

8条第1項の規定に基づき、当席により指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) ご異議なしと認めます。よって委員を指名いたします。

笹川圭光君、中田俊雄君、大森勝美君、三浦桂寿君、高野寛志君、古仲清紀君、高桑國三君、三浦利通君、木元利明君、安田健次郎君、佐藤美子さん、以上11名の諸君を決算特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 異議なしと認めます。よって、ただいまの指名の諸君は決算特別委員会の委員に選任されました。

なお、決算特別委員会は、9月16日、午前10時より議事堂に招集いたします。  
以上、告知いたします。

---

○議長(船木茂君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

なお、あす12日から24日まで議事の都合により休会し、9月25日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

---

午前11時51分 散 会

## 議案付託表

### 総務委員会

- 議案第 6 2 号 男鹿市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 3 号 男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 4 号 男鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 5 号 男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 男鹿市土地開発公社定款の変更について

### 教育厚生委員会

- 議案第 6 7 号 財産の取得について

### 予算特別委員会

- 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 9 号 平成 2 0 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 7 0 号 平成 2 0 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

### 決算特別委員会

- 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について

